

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A1	登録事業者	登録申請(登録単位)	登録事業者(登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者)の登録申請については、事業所毎に所在地を管轄する都道府県に対し行うこととなっているが、同一敷地内の複数の事業所を抱える事業者の場合についても、事業所毎に申請を行うという事で宜しいか。 なお、特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護(ショートステイ)の場合は人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても、事業所毎に登録申請を行わなければならないのか。	御見込みのとおり。 ただし併設ショートについては別途検討。
A2	登録事業者	登録申請(従業者関係の変更登録)	登録事業者の登録申請事項上、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の氏名登録が義務づけられているが、安全確保の観点からみて、登録事業者に対する事業所単位での変更登録申請の徹底と都道府県におけるデータ管理は重要であり、このため、 ①同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動についても変更登録は必要。 ②離職・退職時においても、喀痰吸引等の提供が可能な従事者がいない(登録要件を満たしていない)にも関わらず登録事業者が存続している、いわゆる虚偽登録となる状態が発生する恐れがあることから、変更登録は必要。 と解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A3	認定特定行為業務従事者	認定証の有効期限	「認定特定行為業務従事者認定証」には有効期限が定められていないが、例えば、認定資格取得後、離職・休職により喀痰吸引等の介護現場から暫くの間離れていた者が再び従事する際には、改めて喀痰吸引等研修を受講する必要はないと思慮されるが、登録特定行為事業者が満たすべき登録基準である”特定行為を安全かつ適切に実施するために必要な措置”(法第48条の5第1項第2号)の一環として、当該者に対する再教育(例えば、喀痰吸引等研修に定める演習、実地研修等に類似する行為をOJT研修として実施するなど)を行うことも含まれると解してよろしいか。 また、介護福祉士に対する登録喀痰吸引等事業者においても同様と解して宜しいか。	御見込みのとおり。
A4	認定特定行為業務従事者	認定証交付事務	「認定特定行為業務従事者認定証」は個人に対し交付されるものと理解しているが、「喀痰吸引等研修」受講地である都道府県に関係なく、当該者の住所地等を管轄する都道府県に対し認定証の申請が行われた場合、当該都道府県において認定証交付事務が行われると解して宜しいか。 また、一度認定登録した者については、勤務地・住所地の異動、登録抹消・登録辞退申請等に関わらず、「登録名簿」上は永年管理が必要であると解してよろしいか。 なお、同一の従事者が複数の登録事業所において勤務する場合においても、事業者の登録申請はそれぞれの事業所毎に当該従事者氏名の登録が必要であると解して宜しいか。	御見込みのとおり。
A5	登録研修機関	公正中立性	登録研修機関における喀痰吸引等研修の実施においては、当該研修機関を有する事業者が自社職員のみに対するお手盛り研修とならないよう、公正中立な立場で研修実施が行われるよう、通知等で示されると解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A6	登録研修機関	研修の業務委託	喀痰吸引等研修の業務委託については、都道府県が自ら実施する場合について、基本研修、実地研修を別々の機関かつ複数の機関に委託することは可能であると考えているが、登録研修機関については、登録要件を満たすべき責務を担うことから、基本研修、実地研修の全てを委託することはないが、いずれかを委託(複数の機関への委託を含む。)することは可能であると解してよろしいか。 また、例えば、実地研修の委託先が複数都道府県にまたがる場合(※基本研修を共同実施する形式)も想定されるが、その場合は基本研修を行う登録研修機関の所在地を管轄する都道府県に登録申請を行えばよいと解してよろしいか。 なお、「事業委託」は可能であるが、「指定」という概念はないと解してよろしいか。	御見込みのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A7	登録研修機関	登録基準(研修講師)	「喀痰吸引等研修」の業務に従事する講師については、必ずしも雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問うものではないが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、都道府県又は登録研修機関と講師との間において一定程度の契約や取り決めを行うことは差し支えないか。	差し支えない。
A8	登録研修機関	登録基準(研修修了証明)	「喀痰吸引等研修」については、基本研修(講義+演習)、実地研修から成り立っているが、実地研修修了時点において「研修修了証明証」の交付以外に、基本研修(講義)及び基本研修(演習)の修了時点においては、「研修修了証明書」の交付は必ずしも必要ないが、例えばH23年度都道府県事業の受講者などの場合などにおいて、演習未修了者や実地研修未修了者に対する何らかの担保措置を講ずる観点から、講義及び演習の修了時点においても「研修受講者名簿」において管理を行い、研修受講者の求めへの対応等については、必要に応じて都道府県又は登録研修機関間において情報共有を行うことになる、と考えて宜しいか。	御見込みのとおり。なお、制度化後に都道府県だけでなく、登録研修機関で実地研修を受講することも考えられるため、何らかの基本研修が修了していることが証明できる書類を発行していただきたい。
A9	喀痰吸引等研修	研修課程の区分(不特定・特定の判断基準)	喀痰吸引等研修の課程については省令上「第一号研修～第三号研修」が定められており、第一号及び第二号研修はこれまでの試行事業等における「不特定多数の者対象」、第三号研修は「特定の者対象」の研修に見合うものと考えるが、不特定・特定の判断基準としては、 ○不特定:複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合 ○特定:在宅の重度障害者に対する喀痰吸引等のように、個別性の高い特定の対象者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合 ということによろしいか。	御見込みのとおり。
A10	喀痰吸引等研修	研修課程(第三号研修)	第三号研修(特定の者対象)の研修修了者が新たな特定の者を担当とする場合には、あらためて第一号研修若しくは第二号研修(不特定多数の者対象)を受講する必要はないと解してよろしいか。また、第三号研修についても、基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい、と解して宜しいか。	御見込みのとおり。
A11	都道府県事務	公示	登録等に関する公示については、喀痰吸引等の対象者に対して登録事業者や登録研修機関の登録等の状況を広範囲かつ一定程度の継続性をもって行うことができれば、その方法等(県庁舎の然るべき公示掲載場所での一定期間の掲載、県庁ホームページや県広報誌等の活用など)については、各都道府県での取り決めに従い行えばよろしいか。 なお、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の氏名については、個人情報に類し公示させる意義に乏しいため、公示の対象としないということによろしいか。	御見込みのとおり。
A12	都道府県事務	事業廃止	登録研修機関や登録事業者が廃止となる場合においては、業務停止前に、「研修修了者名簿」等については、当該研修機関もしくは事業者の廃止後においても継続的に研修修了者等の修了証明を担保する必要があることから、都道府県において引継ぎし、管理していくべきものであると解してよろしいか。	御見込みのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A13	都道府県事務	事務処理体制	窓口設定、名簿管理等について、都道府県内で複数のセクション(例えば、高齢福祉課と障害福祉課)において実施したり、関係事項に関する事務処理(決裁処理、行政文書に関する審査委員会の設置等)については、各都道府県に委ねられていると解してよろしいか。 また、登録事務そのものについて、最終的な決定事務は都道府県が行うが、申請書の受理や書類審査等の事務を外部団体に委託することも可能であると解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A14	都道府県事務	登録手数料	登録事務に関する手数料設定については、設定の可否、料金設定、設定すべき種別等について各都道府県の判断に委ねられているものと解してよい。また、設定については手数料条例の改正等をもって行うべきものと思慮しているが、少なくとも経過措置対象者に対する権利保障の関係から鑑みて、平成23年度内の然るべき時期までに事務処理を行うべきものと解してよい。	御見込みのとおり。
A15	都道府県事務	指導監督	登録研修機関及び登録事業者に対する指導監督については、更新や届出の奨励、医行為に関する安全管理基準の徹底に関する指導や、定期的な実施検査の方法・内容・頻度等について追って示されるものと理解しているが、一つの機関に対し一度の実地確認等が行われれば済むというのではなく、適宜、必要に応じて行われる(そうした実施方針等についても何らかのものが示される)ものと解してよろしいか。	御見込みのとおり。 医行為に対する安全確保の観点から検討を行った上、追ってお示ししたい。
A16	都道府県事務	指導監督事務の移管	大都市特例により平成24年度以降に政令指定都市や中核市に指導監督権限が移管される事業所(登録を受けたものに限る)について当該指導監督事務を移譲するか否かについては、基本的には各都道府県の判断に委ねられているものと思慮するが、今回の制度は、介護職等による医行為実施という新たな制度を導入するものでもあることから、当面の施行段階においては都道府県で実施し、移管する場合は、その後一定程度の期間を通じて事務定着がなされた後に行うことが望ましいものであると解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A17	都道府県事務	厚生労働省への報告	事業者、研修機関等に対し、業務停止処分や取り消し案件等が発生した場合においては、定点観測的な実施状況報告等とは別に厚生労働省への報告義務があり、同様に、例えば処分された事業所管理者が別の都道府県で実質的な事業運営を行う場合等に実質的な処分逃れ対策を防止する観点(注)から、全都道府県における情報共有が必要であることから、都道府県公示情報を厚生労働省を介して各都道府県に提供される等、今後何らかのスキームが示されるものと解してよろしいか。 (注)法附則第28条においても登録取り消しとなった喀痰吸引等事業者が2年の期間中に特定行為業務従事者を使用して特定行為業務事業者として申請することを禁止しているが、当該事業者が他県において取消となった喀痰吸引等事業者であるか否か判断ができない。	御見込みのとおり。 今後何らかのスキームを検討しお示ししたい。
A18	H27年度対応	登録事業所の変更手続(特定行為→喀痰吸引等)	当面、認定特定行為業務従事者として介護福祉士と介護福祉士以外の介護職員のいる「登録特定行為事業者」については、平成27年度以降、当該介護福祉士が「特定登録者」となること等を踏まえ、「登録喀痰吸引等事業者」との二枚看板を背負うことになるが、その場合、例えば「従事者氏名＝名簿一覧」については、同一者でも「認定特定行為業務従事者」から「介護福祉士」へと区分変更申請を行う必要があると思慮するが、改めて事業者登録申請を出し直すこと等は事業者側・都道府県側の双方での事務煩雑化を招きかねず、何らかの事務簡素化措置(※当初より登録申請書については「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」を同じものを用いて申請させる等)が講じられるものと解してよろしいか。	御見込みのとおり。
A19	H27年度対応	登録事業所の変更手続(喀痰吸引等→特定行為)	仮に、従業者全て介護福祉士である「登録喀痰吸引等事業者」において、離職等により介護福祉士の確保が困難となり、介護福祉士以外の認定特定行為業務従事者を雇用し業務を行う場合には、「登録喀痰吸引等事業者を廃止し」「登録特定行為事業者としての新規登録」すべく事務処理が必要となるものと思慮されるが、突発的な離職等による変更登録申請時と同様に、事後的に遅滞なく届出を行えばよいと解して宜しいか。	御見込みのとおり。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A20	H27年度対応	特定登録証交付に伴う事務	<p>認定特定行為業務従事者である介護福祉士が平成27年度以降において「特定登録者」となった場合の都道府県における事務処理については、特段の都道府県から当該者に対する能動的な対応は不要と思慮するが、認定特定行為業務従事者からの登録取消申請があった場合には、「認定特定行為業務従事者認定証」の返納を受け、その旨を「管理名簿」に記載した上で継続管理を行う（「管理名簿」上からの削除は行わない）こととすることで宜しいか。</p> <p>また、平成27年度以降のこうした者等に関する「(財)社会福祉振興・試験センター」との間の事務調整や情報連携等については、厚生労働省を介在して何らかのスキームが示されるものと解して宜しいか。</p>	御見込みのとおり。

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A21	登録研修機関	履修免除	通知の中で介護福祉士養成学校の卒業者に関する記述が2項目あるが(P.18 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規程に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規程に基づく高等学校若しくは中等教育学校)、この2つの違いはなにか。	介護福祉士養成学校において、H24年度から喀痰吸引等の医療的ケアに関する科目がカリキュラムに加わることになるが、この養成課程では、基本研修までは修了必須としているが、実地研修までは必須としていないため、修了した段階ごとに免除される範囲を規定したところ。
A22	登録研修機関	履修免除	H24年度より開始される介護職員の実務者研修を修了した者、又はH27年度以降に介護福祉士の養成課程を卒業したものは、その授業の中で喀痰吸引等の医療的ケアについて学習しているが、これらの者が介護福祉士国家試験に合格する前に、介護職員として喀痰吸引等の業務を行う場合はどのように認定特定行為業務従事者として認定することになるのか。法附則第4条では、認定される条件として「都道府県知事から認定を受けた者が行う研修の課程を修了したものと」されている。	養成学校も登録研修機関として登録し、当該課程の修了をもって、登録研修機関としての修了証明書を発行できるようにしていただく必要がある。
A23	介護福祉士	経過措置	H27年4月1日以前に介護福祉士の登録を受けたものが喀痰吸引を行うことができる介護福祉士として登録を受けるためには、改正法附則第13条第3項において指定研修課程を修了することとの定めがあるが、この指定研修課程とはどのようなものか。	今後、告示等でお示しする予定。
A24	認定特定行為業務従事者	様式	平成23年12月9日付事務連絡で送付された喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式の中で、認定特定行為業務従事者の申請に係る様式5-1、5-2、7、17-1、17-2、17-4において、申請者の本籍(国籍)を記入もしくは届出させるようになっており、また認定特定行為業務従事者認定証登録簿(様式6)でも本籍(国籍)を管理するような様式になっているが、本籍(国籍)を届け出させ、管理する意図は何か。 申請者の本籍(国籍)は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第5条に規定する届出事項とはなっておらず、個人情報の収集は最小限とすべきと考えるため、県の判断で申請者の本籍(国籍)を届出させないこととして差し支えないか。	認定特定行為業務従事者の認定証や登録事項は介護福祉士資格と横並びとし、本人確認を行う情報の一つとして「本籍地」を記載する例を提示したところ。 しかし、本籍地は法令に規定されているものではなく、また今回の様式は参考様式のため、法令で定める必要最低限の登録・申請事項が網羅されていれば、その他の部分は各都道府県において修正などして差し支えない。
A25	登録喀痰吸引等事業者	申請	特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護の場合、人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても、事業所毎に登録申請を行わなければならないか。また、空床利用の場合はどうか。	併設する施設であっても対象者が異なる場合は、その業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行うこととする(対象者が同一になる場合は併設施設を合わせた申請としても差し支えない)。ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類(職員の名簿や適合書類等)については、一本化しても差し支えない。
A26	登録喀痰吸引等事業者	様式	添付書類として法第48条の5第1号各号に掲げる要件に適合することを証する書類(①医療関係者との連携策、②安全・適正措置)について、今後国において例示されることはないのか。	今後、お示しする予定。

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A27	登録喀痰吸引等事業者	備品	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)が備えておくべき備品等として「心肺蘇生訓練用器材一式」とあるのが、これを備えるべきとする意図はどのようなものか。	心肺蘇生訓練用器材は医行為に伴う不測の事態に備え、必要に応じて研修を修了した介護職員が初めて医行為を行う前や、就業中のOJT研修などに手技を確認する目的でこれらの備品を備えることとしたところ。
A28	登録研修機関	休廃止	登録研修機関から休止の届出書(休止予定期間を明記)が出され、その後、休止期間満了に伴い事業を再開する際、もしくは引き続き事業を休止する際は何か届出は必要になるか？	休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能である。一方、当初の期間を延長して休止する場合には、再度休止届出書を提出する必要がある。 なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが都道府県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うこととなる。
A29	認定特定行為業務従事者	認定辞退	様式11「認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書」について、認定の辞退とはどのような場合を想定しているのか。また、辞退の根拠は法附則第4条第4項のどの条文が該当するのか。	認定の辞退が発生するケースとしては、H27年度までは介護職員として特定行為を実施するが、H27年度以降は介護福祉士として喀痰吸引等業務に従事するため、従事者認定証は返納する場合を考えている(それ以外の従事者が辞退したい場合にも用いて差し支えない)。 なお、認定辞退については上記のようなケースに備えて示したものであり、法令上の規定はない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A30	認定特定行為業務従事者	登録	<p>認定特定行為業務従事者について、以下のような変更が発生した場合に、どのような申請を行えばよいか。</p> <p>①経過措置対象者が平成24年度以降に登録研修機関の研修(第一号～第三号)を修了した場合 ②第三号研修修了者が別の対象者の実地研修を修了した場合 ③第三号研修修了者が同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合 ④第三号研修修了者が第一号、第二号研修を修了した場合 ⑤第二号研修修了者が第一号研修を修了し、実施可能な行為が増えた場合</p>	<p>基本的な考え方としては、実施できる行為が増えた場合には既存の認定証を変更し、対象者の変更(第三号研修から第一・二号への変更を含む)や、経過措置から本則の適用に変わった場合には新たな認定登録が必要となる。</p> <p>①新規の申請を行い、新たな認定証を交付する ②新規の申請を行い、新たな認定証を交付する ③変更の申請を行い、交付済みの認定証を書き換える ④新規の申請を行い、新たな認定証を交付する ⑤変更の申請を行い、交付済みの認定証を書き換える</p>
A31	認定特定行為業務従事者	申請	<p>認定特定行為業務従事者の認定については、申請者の住所地の都道府県へ申請することになると思いますが、例えば勤め先の事業所の所在地が住所地とは別の都道府県にある場合などにおいて、事業所が職員の認定申請をとりまとめの上、事業所の所在地の都道府県へ申請を行うことは可能か。</p>	<p>お見込みの通り、申請者の住所地の都道府県に申請することが基本となるが、住所地以外の都道府県で認定しても差し支えない。</p>
A32	その他	事務	<p>平成24年4月1日は日曜日になるが、認定証の交付や登録事項についてどのように対応すればよいか。</p>	<p>規定はないため、4月1日の登録日付のものを4月2日以降に交付することや、事前の3月中に交付することとしても差し支えない。</p>
A33	認定特定行為業務従事者	申請	<p>認定証の交付申請書(様式5-1、5-2)の添付資料に、住民票(写し)とあるが、本籍、住所地が確認できるものとして、例えば、運転免許証の写しなど、これに代わるものでもよいか。</p>	<p>住民票の写しの提出は省令附則第5条に規定されている事項のため、他のもので代替は不可である。</p> <p>ただし、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)の教員に限っては、教育職員免許状の写しの提出と、住所を記載した書類等を所属する学校等で作成し、学校長等が承認するなど、公的機関の証明により内容が担保されるのであれば、住民票の写しに換えることとして差し支えない。具体的な処理方法や様式等については、教育委員会と都道府県の知事部局とで個別に調整されたい。</p>

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A34	登録喀痰吸引等事業者	要件	法第48条の5第1号各号に適合することを証する書類については、どのような内容が記載されていれば適合とみなしてよいか。	最低限の内容として、別紙「適合要件チェックリスト」の項目が満たされていれば適合とみなして差し支えない。 なお、今後、関連様式の提示を予定しているが、それまでの間における適合要件の確認として、例えば特養の場合であれば全国老協が提示している指針要件など、既存の条件を適宜参考にして行い、追って提示する関連様式を踏まえた書類を改めて届出させることとしても差し支えない。
A35	特定行為	範囲	今般の制度化によって、介護従事者にも可能となった行為以外の行為は、実施できなくなると考えて良いか。	喀痰吸引と経管栄養以外の行為が医行為に該当するか否かや、介護職員が当該行為を実施することが当面のやむを得ない措置として許容されるか否かは、行為の態様、患者の状態等を勘案して個別具体的に判断されるべきものであり、法が施行された後もその取扱いに変更を加えるものではない。
A36	研修の一部履修免除	第3号研修	違法性阻却通知に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた介護職員等で、対象者の死亡や転出等、何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない介護職員等が、平成24年4月1日以降に第3号研修を受ける場合、通知にも基づく研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うことができ、一部履修免除されると考えてよいか。	お見込みのとおり。 研修の一部履修免除の範囲等については、平成23年11月11日付社援発1111第1号「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」局長通知を参照されたい。
A37	研修の一部履修免除	第3号研修	違法性阻却通知(「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」)に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた介護職員等で、対象者の死亡や転出等何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない介護職員等が、平成24年4月1日以降に、第3号研修を受講し、新たな対象者にたんの吸引等を行う場合、例えば、 ・ 喀痰吸引の行為が必要な対象者の場合は、実地研修(特定の対象者に対する当該行為)のみを受講すれば良く、 ・ 経管栄養の行為が必要な対象者の場合は、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)及び実地研修(特定の対象者に対する当該行為)を受講するということがよいか。	お見込みのとおり。 なお、喀痰吸引の行為が必要な対象者の場合に、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)を受講することを妨げるものではない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A38	研修の一部履修免除	第3号研修	<p>違法性阻却通知（「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」）に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた教員で、異動等何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない教員が、平成24年4月1日以降に、第3号研修を受講し、新たな幼児児童生徒にたんの吸引等を行う場合、A36の研修の一部履修免除を適用し、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 気管カニューレ内部の喀痰吸引以外の特定行為が必要な幼児児童生徒の場合は、実地研修（特定の対象者に対する当該行為）のみを受講すれば良く、 ▪ 気管カニューレ内部の喀痰吸引が必要な幼児児童生徒の場合は、基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を含む講義3時間と演習1時間）及び実地研修（特定の対象者に対する当該行為）を受講するということがよい。 	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、気管カニューレ内部の喀痰吸引以外の行為が必要な幼児児童生徒の場合に、基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を含む講義3時間と演習1時間）を受講することを妨げるものではない。</p>

A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A39	登録喀痰吸引等事業者	様式	<p>登録研修機関の講師の要件については、施行通知の中で、下記のものが望ましい条件の一つとして示されているところ。</p> <p>・平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習“等”を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師</p> <p>この「等」には登録研修機関自らが、別紙の様な内容で行った研修については、講義内容や講義時間が上記研修と同等以上であり、省令上の第1・2号研修内容に見合うプログラムで構築されていることから、上記指導者講習と同等の内容の講習とみなして差し支えないか。</p>	同等の講習として取り扱って差し支えない。
A40	登録喀痰吸引等事業者	登録	<p>喀痰吸引等を介護職員が行うためには、職員が認定特定行為業務従事者としての認定を受け、登録特定行為事業者の職員として行う必要があるが、喀痰吸引等を利用者・家族が行う場合であって、介護職員は喀痰吸引等を行わず、事前の姿勢の整えや器具の準備、片付けのみをする場合には、介護職員の認定や、事業者としての登録は必要ないと解して良いか。</p>	御見込みのとおり。